

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

武力攻撃災害によって被害が発生した施設及び設備の一時的な修繕や補修など応急の復旧について示す。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請（法140条）

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設等の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設等の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する上下水道、工業用水道等のライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市が管理する輸送施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

(3) 指定公共機関等が管理するライフライン施設等の応急の復旧への協力

市は、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である指定公共機関等が応急の復旧のため協力の要請があった場合には、県と連携しながら、所要の措置を講じる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃事態の終了後に行われる武力攻撃災害の復旧について示す。

1 国における所要の法制の整備等（法171条）

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

3 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

第3章 財政上の措置等

保護措置の実施に要した費用の支弁及び損失補償等に関する手続、市民の権利利益の救済に係る手続等について示す。

1 費用負担及び支弁

(1) 国及び地方公共団体の費用の負担(法164条・168条)

市が実施する保護措置その他国民保護法に基づいて実施する措置に要する費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護法施行令で定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

【国と地方公共団体の費用分担】(法168、令47～51)

- 1 国が負担する費用
 - 住民の避難に関する措置に要する費用
 - 避難住民等の救援に関する措置に要する費用
(厚生労働大臣が定める程度、方法及び期間による救援に要する費用)
 - 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
 - 損失補償若しくは実費弁償、損害補償又は損失補てんに要する費用
(地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。)
 - 国が地方公共団体と共同して行う保護措置についての訓練に係る費用
- 2 地方公共団体が負担する費用
 - 地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当
(調整手当、住居手当、通勤手当その他の手当)
 - 保護措置に係る職務を行う職員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び武力攻撃災害派遣手当は国が負担
 - 地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの
(消耗品費、通信費その他の費用)
 - 地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるもの
(当該施設の維持管理に通常要すると認められる費用)

(2) 他の市町村の応援に要する費用の支弁(法165条)

市は、他の市の応援を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁する。この場合において、市が当該費用を支弁するいとまがないときは、応援を求めた市に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(3) 市の措置を代行した場合の費用の支弁(法166条)

市が、武力攻撃災害により事務を行うことができなくなったときに県が市の実施すべき保護措置を代行したときは、県が当該費用を支弁するものとされている。

(4) 救援の事務を行う場合の費用の支弁(法167条)

市が行う救援に関する事務に要した費用は、県が支弁するものとされている。この場合において、県の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこ

ととしたとき、又は県が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該市に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁させることができるものとされている。

(5) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償（法159条1項・令40条）

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償（法159条2項・令41条・42条）

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める手続等に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償（法160条・令43条・44条）

市は、保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法161条2項・令45条・46条）

市は、保護措置の実施に関し、県対策本部長が総合調整を行い、又は指示をした結果、市が損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める対象及び手続等に従い、県に対し損失の請求を行う。

ただし、その責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 市民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するための総合的な窓口を開設する。

市における救済に係る手続は、その原因となった保護措置を実施した課室において処理するものとし、危機管理室は、その取りまとめを行う。また、不服申立て又は訴訟が提起された場合は、総務部総務室法制課が補佐する。

市は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得るなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第3項)

	車両等の破損措置に関すること。(法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること。(法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、175条)	

(2) 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手續に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、文書管理規則の定めるところにより、適切に保存する。

市は、これらの手續に関する文書の保存に当たっては、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐため、安全な場所への確実な保管等について配慮する。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。